

部分引渡しに関する特約条項

- 1、 本建築設計業務委託契約書 7 に関わらず、既存校舎等解体工事部分の設計について、部分引渡しを行うものとする。
- 2、 部分引渡しを行う指定部分についての業務が完了し中間検査に合格したときは、引渡しに伴い指定部分に相応する契約金額相当額を協議のうえ支払う。ただし、建築設計業務委託契約約款第 3 7 第 2 項に規定する部分引渡しに係る契約代金の額は、指定部分に相応する契約代金の額から、これに相応する既払いの前払金の額を控除した額とする。
- 3、 部分引渡しを行う時期については、甲乙協議して決定するものとする。